

、氣を焦立て、敵の動靜を窺ふ。午後二時となりて、徐家園子逆襲の激浪は、次第に此手にも波及して、敵の歩砲連合の縦隊は、脱龍塞方向に敗退を始たり。時こそ來れど、此日屢々追撃の事を、大島旅團長に求めて、許容なかりし三好大佐は一面には、副官を歡喜山に飛ばせて、更に此事を請はしめ、又一面には、第一大隊長に命令して曰く、貴官は今より二個中隊を率ゐ、敗走に陥らざる如く、三里橋子北方部落の敵を攻撃し、尙爲し得べくんば、其北方高地を占領して敵を追撃すべしと。かくて副官は、大島少將の許可を受けて、未だ大佐の許に達せざるも、豫ての合圖に従て、黒帽指し上げ、振り舞して、既に許可せられたるの意を示せり。乃ち第一大隊は、直に進發せり。大島少將は、歡喜山上より此體を見て、其神速を賞したりと云ふ。内藤少佐は、第一中隊（小島大尉）を先頭として、四道を利用しつゝ、行進中、西芥塔堡子より、其一小隊を三里橋子東方の無名村に進ましめ、第二中隊をして、之に繼がしむ。此行進中、三里橋子北方部落の敵は、悉く退却しければ、第一中隊の先頭は、無人の境を行きて、其先頭は三時十分、早くも三里橋子北方の高地に達し、三時十五分敗北せる敵に向て、射撃を開始し、引續き第二中隊も、其高地に展開す。恰も好し、第八中隊も、亦進撃戦に加入せり。此時此高地の下を經過せる敵兵は、一旦徐家園子前面にて散乱しけるも、次第に其隊形を復し、今は稍視るべき縦隊となりしに、今や圍らす

追撃中止

彼我の死
戦利品

も、山上より追撃せられ、再び亂て更に北方に走りたり。追撃隊は、其興に乗じ、未だ中止の意あらざりし中、旅團長の命令は、大佐に下れり。曰く第一大隊長の追撃は、中止すべしと。是に於て大佐は、第一大隊長に命じて、追撃を止め、直ちに前哨線に歸還せしむ。午後三時四十五分、敵の敗兵は、遠く長虎臺・脱龍塞方向に退却したり。第一大隊（三中隊欠）及び、第八中隊は、天皇陛下萬歳を三唱して、高地の後方に集合し、將校斥候を王道河子に出だし、下士斥候を、王道河子西方各村に派遣して、双龍山に遡り、其豫定の任務に復す。此追撃中に生じたる我兵の負傷は、僅に一名にして、敵の負傷は、實見せし者のみにも、二十四名、捕虜二名、銃劍・軍刀・軍衣等の戦利品あり。

此役に味方の死傷は、七八人に過ぎず、而して敵は徐家園子、波羅堡子附近に遺したる死屍のみにも、九十餘名あり。若し普通の割合にて比例せば、傷者は二百餘名もあらん。戦利品は、旗數旒・銃六十餘挺、其他尙多し。

斯て日往き月來りて今や二月も十六日となりぬ。回顧すれば、我第三師團の海城に入りしより、茲に六旬餘、是さへ夢と過ぎ、僅に記憶に遺れるは、只々前後三回の戦争あるのみ、そは前々記の如く、第一は缸瓦塞に於ける大劇戦にして、四百餘州の鷄群中に一鶴とたへられて、其名も

高さ祝三宋翁の配下二萬餘人の大軍なりき。次に遼陽北方より來りし敵軍は、黒龍將軍依克唐阿、吉林將軍長連の連合兵にして、約一萬五千人、健氣にも、海城の回復を志して來りぬ。之を追ひしは、去んぬる一月十七日の一奇戦なり。同じ滿州勢にて、其後前敗の耻辱を雪がんとや、更に盛返して、同月廿二日に來りしは、さすがあれど、是も同じく前の如くに負けたり。敗北に敗北を重ねたりし彼等は、剩へ結局其乾線堡なる、根据地をさへ引拂ひて、忽ち遼陽方面に退却しぬ。されば、此敵の一隊は、牛莊に留まれるもありて、其演習の銃聲は、慥に聞ゆたりなんど、風聞もありき。されど眞偽は判然せず、山海關方面より、新募兵を宋慶に送りよとの報に照して、牛莊の敵は、正に此新募兵なることを知り、即ち射撃の演習は、其新募兵共に課する所なるを知る。此程より、此敵は次第に前進して、四臺子に據り、又更に南下しけれども、遼陽方面の敵は、全く忘却せられぬ。

牛莊方面の敵前進し來る

二月十六日未明、敵騎四名斥候として西門外に來る。蓋我前哨線の空隙を暗に紛れて通り越せしなり。然ども、遂に我哨兵の眼に觸れて逐ひ攘はる。是に於て、我軍始めて近傍に敵の迫るを知る。須臾にして、敵の歩兵凡四五、團山子なる歩哨線の前面に出沒す、敵は次第に其數を増し、約三三千の一隊は、上加河邊より唐王山の前哨線に逼り來り、稍々北なる臆甲山の西には、二

敵兵亦近づく

海城第三回の逆襲

タイムス記者戰況寫真

臺子に據りて、散兵線を張れる敵兵あり。是も亦約三三千、時々砲彈を飛ばす。大迫少將は、此報告を得て、直ちに乘馬を呼び、臆甲山に赴く。此時二臺子及び、波羅堡子間にも、約四五千の敵散開し、遙に東の双龍山の北には、約一千の敵あり。さては、牛莊方面の敵兵なるもの、即依長兩將軍の配下にして、尙ほ懲りずまに、海城第三回の逆襲を計るなりとは知られけり。同時午前九時前後、西北二方頻に砲聲を聞く、行々敵の砲兵陣地を望めば、遼陽街道石頭山の嶺に黒點々たるものあり、是敵の砲兵なり、顧みて左方前面を望めば、波羅堡子の北に約數千の歩兵、紅旗押し立て、儼然として陣を張る。我を距ること凡二千四百五五百米突、又北門より前進せし味方の歩兵は、前哨大隊と諸共に、此處彼處に潜伏して、時を待ち、歡喜山上の砲兵陣地には、例に依りて、砲兵は既に放列を敷きたり。歡喜山上には、例の山砲の外に、克虜伯の野砲あり、大島少將は、此方面の司令官として、此山上にあり。時に『タイムス』新聞記者「ボウル」なる者、寫眞器を装置して、撮影す。其折柄、左方の敵兵は、三重の散兵の儘、前進運動をせし、特に五名は最先の散兵線より、二十米突許の前にあり。紅旗二十餘旒、行間に散點す。更に後方ある大富屯には、密集せる縦隊あり、敵は我砲兵陣地より、二十米突許の處に進み來り、頻りに小銃射撃を行ひ、加ふるに波羅堡子の西北方よりする砲彈を以てして、我陣地に注ぎ掛けたり。且つ此日は、例と異なり

敵兵無煙火藥の速射砲を放つ

て、敵の榴散弾も首尾能く破裂するを見る。左る程に、石頭山の數砲も、目標を歡喜山に取り、山上は大砲十字火の線を曳く。然れども、我砲兵は、尙も發射を始めず、左方前面の敵を誘ひて、山下敵軍場に在る我歩兵小銃の良射距離内に致さんとするあり。而して敵の迅速なる一砲彈は、劇烈なる響して山上に飛び來る。其發射點の何れなるかを知らざるも、道理なり、是即ち無煙火藥の速射砲なり。須臾にして其發射點は、歡喜山北の驗軍場、西南端の小村落にあるを知れり。味方最早たまり得ず、之に向て應砲する事三發、之に壓せられて、敵の速射砲沈黙し、是に至りて前進を停止したり。

是より先き、山下の歩兵、敵の銃彈に中りて、斃れたるもの一人あり。敵は我發砲を見ては、最早進むことなし、因て我は方向を轉じて、歩兵を目掛け、砲を放てり。放てば正しく其上に落つ、一發の砲彈に、數千の歩兵は、忽ち退く。我山砲のみ懼れたる彼等、其良射距離を遠捲きにして、控へ居たるに、分捕砲彈は、其點に落つるのみならず、其響山砲の比にわらず、山谷に響きて般々たり。我は重ねて發射すること數回、敵は益々狼狽、更に退却する數百米突にして地に伏したり。かくて右翼を望めば、敵の左翼は、進で双龍山に逼らんとす。之を見て、大島少將は、砲兵一中隊を其手に送る、砲兵未だ其地に着せざるに、敵は山麓に達し、石頭山の砲兵は、其前進を掩護するの

敵の榴散弾中亦敵の弾に落つ

三好聯隊長よりの通報

心にや、目標を双龍山に取りたれども、笑止にも其榴散弾は、彼等が掩護せんとする味方の上に落ち、紅旗動搖進まんと欲しては、又退く、やがて山腹に登り來る歩兵あり、山頂の防禦工事に潜伏せる我兵は、此時なりと、一齊射撃を加へければ、敵は之れに喫驚して山腹より轉げ落るもあり、凹地に滑り込むもあり、先を争て退却す。我兵之を追ひ、數百米突の地に達す。敵砲交又點あるを以て、敢て長驅せず、歡喜山上より、略其模様を望觀し得たり。少時にして、三好聯隊長よりの傳令飛び來りて、大島少將に報告すらく、聯隊長は、双龍山にありて、敵の前進を待ちけるに敵は約百米突の處まで來襲したり。我兵直ちに之を撃退したりと。少將莞爾として、更に此兵に命じて曰く、只今砲兵を送り遣りたり。其方面の敵は、貴官に一任すと。聯隊長に傳へよと、傳令既に還る。敵の左翼の又左翼は、迂回して、蕎麥山に向ふを、我山砲は退却する敵を砲撃するもの、如し、双龍山の手の逆襲には、味方に一名の負傷者なく、敵の即死は八十人あり。羅家堡子の西北端には、栗飯原大佐の第十九聯隊、朝來敵の前進を待てり。師團司令部も、此村にあり衛生隊も、又茲に控ゆ、而して此村の北方約六十米突の高地には、新着白砲の陣地あり、頻に敵に向て發砲す。其砲口九珊榴彈あり、又榴散彈あり、必中距離は四千米突に達すと云ふ。其榴散弾の高く、九天に登りて破裂するや、一抹の烟雲靄霧として、晝火花に似たり。此砲彈の爲め、二

台子の敵を退却して、午後四時には、北方の敵兵盡く其影を隠せり。桂師團長は、十九聯隊の一隊を大窩屯に遣りて、敵の其邊に留營したるや、否やを偵察せしむ。大迫少將の藤甲山に在るや、暫く敵兵の前進を待ちけれども、彼等敢て近つかざれば、新着の野砲四門を發射して、遠く之を攻撃す。敵も頻に發砲して之に應ず、然れども、敵砲は達せざりき。第六聯隊の二個大隊は、山下の郭家屯・蘇家堡に腕を扼して敵を待ちたりし甲斐もなく、唐王山に我砲兵の放列を敷きて、射撃を始むると同時に、此等の敵兵も、逸早く退却しければ、十八聯隊の逆襲を爲すに違わらざりしと云ふ。

彼我死傷

此日、敵の死傷は確知すべからざるも、双龍山に於ての即死八十名の外、其他の砲彈の爲めに死傷せし者頗る多し。我死傷は、總て死者二名、傷者八名ありしのみなり。我死者の中一名は、畑中上等砲兵にて、こは歡喜山上にて、敵の榴彈に胸部を打たれしあり、畑中は、曩に双龍山にて同じく砲彈に負傷し、創癒えて出陣し、又も敵丸に斃る、哀むべし。此時小隊長某も、亦重傷を負へり。而して、今回敵は積雪互寒を冒し、夜に乗じて來り襲ひしも、尙例に依て不覺を取ること、斯くの如くあるも、其退却するや、未だ遠きに至らず。敵は果して、再舉更に一快戦をなすの勇氣あるや否や。

參照

兵站勤務の功勞

世人の戦争を説くもの、直接戦闘に係る事項多く、野戦軍隊が凜然たる朔風を冒し、氷山雪野に起臥し、劍電彈雨萬死の中に馳驅して、奮戦勇闘敵を屢殺するの狀を想像し、其忠勇義烈を稱賛するの厚きより、時に僅に糧食の缺乏を訴へ、或は衣服の追送稍々其時機を遅延するを聞けば、動もすれば、輒ち兵站勤務に於て盡さる所あるが如くに臆断するものなきにあらざると雖も、焉ぞ知らん、後方勤務、即ち兵站勤務の困難なるは、決して野戦軍隊に譲らざること。左に録するは第一軍兵站線中、鴨綠江に於ける、架橋作業に従事せし工兵中隊長の報告なり。其艱難辛苦の狀、歴々見るべく、人をして覺えず悚然たらしむるものあり。之を一讀すれば、以て兵站勤務の一端を知るに足らん。而して兵站線路の長き河川甚だ多く、獨り鴨綠江のみに止まらず、野戦軍隊が後顧の患なくして、連戦連勝の功を奏する所以のもの、兵站勤務の功預て力あり、否其艱難辛苦は、決して戰鬪兵に劣るなきこと、世人の宜しく記憶せざるべからざる所なり。

流水に對する鴨綠江架橋作業詳説

鴨綠江軍橋は、其全長二百四十八米突にして、百四十米突の杭橋と、百八米突の舟橋より成れり。中隊は十一月七日より、此軍橋の監守を命ぜられ、二十名の橋梁哨を配置せり。十一月中旬より、天漸く寒く、中隊は偶盤河に架橋中にして、既に流水の來るを見る、則ち該橋梁は最も架設に注意せり。而して此狀況により考ふれば、鴨綠江も、亦其結氷に先つて、流水の來るべきを

舟橋流去

豫想し、監守を惜らざりき。然れども、鴨綠江には、同月下旬まで一片の氷塊を見ることなかりき。同月二十九日夜、突然鴨綠河の流水を見る、橋梁哨兵は、全力を盡くして之が排除を勉めたりと雖も、午後十二時には、流水既に軍橋の上流に堆積して茲に一大氷島を顯出し、流水を遮りし爲、河水全幅の流壓は橋梁に加はり、舟橋は遂に之に抗する能はずして流れ去れり。此報知は翌三十日午前四時、中隊に達せり。是れ哨兵は、固く右岸に配置せるを以て、報告の爲めには、河を渡らざるを得ず、彼等は屢々渡河を試みたりと雖も、鴨綠河の流水は、遂に彼等の希望を達せしめざるを以て、彼等の一人は止を得ず、九連城に馳せて、電報せしなり。中隊は此報告を得ると同時に、二個分隊を即時河岸に應援せしめ、他は喫飯、其他の準備を整へ、午前六時河岸に到着せり。天尙暗く、咫尺を辨せず、天明を待て之を視れば、破壊の慘酷なること、實に意想の外に出たり。舟橋の全部右岸の橋礎と、杭橋二橋節を曳倒して、下流約百米突の處に在て凍着し、杭橋の中間二橋節は陥落せり。而して氷塊堆積の爲め、河幅は七十米突に縮少し、流勢は殆んど二米五〇を算す、此懸瀑の如き、流水は大小の氷塊を泛へ、暗々たる冰山の間を縫うて走り、氷々相觸れて、憂々聲あり、懐槍名狀すべからず、只斷絶せる橋頭に立ち、忙然たるのみ。然れども此橋梁は、第一軍兵站路の咽喉にして、全軍命脈の係る處、頃刻も猶豫すべきにあらず、河岸に氷着せる一商船を泛へ、對岸に連絡を通せんことを試みたりと雖も、流水の爲めに其目的を達すること能はざりき。又別に一獨木船を以て、凍氷を碎きつゝ流去せる船橋に至らしむ。此作業は大なる困難の後、水中に道筋を開き、凡二時間を費して其志を達し、船橋を點檢せしに、船橋は碎け、鐵網は切れ、橋床は破損す。然れども、他に材料なきを以て、此船橋を分解して、再び架設せざるべからず、如何せん四圍の結氷は、容易に此目的を達せしめず、只天候の助により、結氷の稍々融解するを待つの外策なきなり。然れども作戦の目的は、一日たりとも此河川通行遮断を許さず、爲めに頻りに渡河を迫る、偶々工兵第五大隊が、嘗て製作せる急造船の、今尙義州城内に在るを想起し、急に之を運搬せしむ。其數四あり、即ち其二を以て、門跡を遣り、其三を以て船橋修理の操作に充て、他の一を以て、既に準備せし鐵線を對岸に緊張し、以て操綱橋を設んす。時已に午後二時を過るも、流水は依然として減せず、漸弱なる一急造船を以て、對岸に達すること危険甚し。衆皆之を危む。即ち星野中尉に命じて、自ら之が指揮を爲さしむ。中尉は操拔せる下士一名、兵卒六名と共に之に乗じ、各人に一個の急造小櫃を與へ、舟軸に鐵線の一端を結び、急を決して奔流に向ひ、流水を排して進む。對岸の哨兵は、綱を準備して、以て待つ。舟は流水の爲め、屢々覆らんとし、漸く對岸に近く。哨兵は綱を投ず、不幸にして綱達せず、舟は大氷塊に衝突して、再び中流に放流せらる。加之鐵線の長さ、既に最大限に達したるを以て止を得ず、其鐵

線に倚て、左岸の橋頭に歸復し、更に再び渡河を試む。大なる困難の後、漸く其目的を達せり。即ち鐵線を緊張し、茲に始めて交通の道開けたり。偶々工兵第五大隊長馬場少佐、急報に接して九連城より來り、矢吹工兵部長、又安東縣より來らる。然れども此の状況に於ては、橋梁架設の望なきを以て、明日を待て着手するに決せらる。又工兵第五大隊の一個中隊、應援として派遣する旨示さる。時に午後七時なり。即作業を止む。從來橋梁哨の外、一個分隊及、人夫三十名を左岸に残留し、船橋の排水及び、門迹の運轉をなさしむ。

十二月一日午前七時、作業地に集合す。昨夜來流水の爲めに、舟橋は其固有せる凍氷と共に、百米突流下せらる。即ち天候に於て融解するを望む能はず、又之を待つのを遠わらず、依て牧野少尉を主任とし、分解に着手せしむ。午前九時、工兵第五大隊第一中隊到着し、協同して材料を集收す。午前十時、牧野少尉は種々の手段を以て、舟橋四圍の凍氷を破り、一二の舟を河岸に引寄するを得たり。是に於て、工兵第五大隊は、架橋に着手し、我中隊は材料の準備、門跡の渡河及、舟橋の分解を爲す。鐵網及鐵の水中に沈没したるもの少なからざるを以て、急に人を驅て微發に従事せしむ。舟橋の分解甚だ容易ならず、然れども今日中に分解し終るに非れば、夜間又流去するの恐あり、即ち星野中尉に命じて、中隊の兵員及役夫の大部分を擧て應援せしむ。矢吹部長、又親しく指揮せらる。此作業たるや、固結せる堅氷を碎き、現存せし鐵(其網は鐵の如く凍り、水中に固着せり)を抜かざるべからず、棹板の類にては、到底破氷の目的を達する能はず、即ち板を氷上に敷き、其上に於て十字鐵、若しくは大槌を以て碎氷せり。此日天寒く風強く、各人の勞苦殆んど名狀すべからず。此の如くして、午後六時分解を終り、五橋節を架設し終れり。即作業を中止し、監守者を殘留すること昨夜の如し。

十二月二日、天稍暖に、流水大に減す。即小鐵を以て水底の鐵を探り、之を抓收せしむ。材料の準備、稍調ひたるを以て、兩中隊協同して、架設に着手し、正午十二時、非常なる勉勵を以て橋梁は全通せり。兩岸に群集せる韓人夫は、先を争うて通過せんとし、殆んど制止するに苦みたり。開通より午後一時過に至るまで、通過せしもの、人は一萬を過ぎ、牛馬四百頭、車三百輛を通過す。眞に壯觀なりき。第五大隊第一中隊は、落成と同時に、其宿營地に歸れり。然れども流水に對して、橋梁の強固を維持せんには、猶多くの補備を要す。

- 一、堅氷に對し、鐵網を維持する爲め、鐵線を以て被覆し、更に水面の部に三角箱を施すこと。
- 二、鐵数を増加すること。

架橋隊の勞苦
橋梁の全一時間の通行數
補備を要する業

橋梁將に破壊せんとす

再び橋梁全通 寒江作業の辛苦と耐忍

三、上流に強杭を打入して水橋を設け、破冰の用に供すること。是なり。中隊は此作業に従事し、午後八時作業中止す。監守を殘留すること昨夜の如し。十二月三日午前七時、作業地に集合、昨夜來寒威甚しき爲め、上流に設けたる水橋(一水橋は三個の強杭より成り、各橋木は鐵線を以て連絡したるもの)は流水の爲め、悉く破壊せられて、隻影を存せず。大面積を有する氷塊は、水橋の上流に堆積せんとす。即ち全員を分配し、銳意氷を碎き、各舟の間隔を流去せしむるを勉む。如何せん、氷厚くして容易に破壊する能はず、則ち或は築頭に綱を附し、連續之を投下し、或は直ちに氷上に下り、或は小舟に乗じて、十字鉋、大槌等を以て破壊を試む。如斯冒險と、勉勵に、凡て二時間橋梁を維持せり。然れども無限の流水は、終に人力に勝ち、橋梁の全部將に破壊せんとす。是に於て、到底維持すべからざるを悟り、意を決して中間五橋節を開放し、其間隔より氷塊を流去せしむ。爲めに兩側の橋節を維持することを得たり。然れども橋軸は風曲し、各部修理を要す。時に午前十時なり、架設僅かに一夜にして、此悲境に會ふ。各人の胸中、果して如何ぞや、然れども落膽自失、事に於て秋毫も益なし、即各將校は、部下を激勵し、滿河の流水を排して、再び修繕に着手せり。正午矢吹工兵部長、馬場工兵第五大隊長來監せらる。同時に、廣島中隊は應援として來着せり。偶々歩兵第七聯隊、前進の命を受け、蕪州に着し、急に流河せざるべからざるの報に接す。即ち部下に諭すに、橋若し成らば、夜を徹するも、作業せざるべからざるを以てし、奮勵從事せしむ。又橋梁保存の考案に就きては、豫め門船を作り、流水の烈しき時に於て、橋を開放するを利なりとし、又鉋鉋に關しては、各艘二三の數は猶微弱なるを以て、成し得る限り多數の投鉋を爲すことに決し、工兵部長の命令により、安東縣より三十挺の鉋を徵發せり。此方針に於て作業を施行し、午後八時半、再び橋梁は全通せり。此日天曇り、風烈しく、河岸に立つもの猶堅氷に結ぶ。此天候に於て、河川作業に従事す、艱苦意外に出でたり。就中水中の鉋を收集するもの及、鉋網を執るもの、半ば水中に作業せざるを得ず、忍耐實に嘉すべきものありし。此夜十二時を以て、橋門開放の期せなし、全員河岸に在て監視せり。午後十一時、天益々寒く雪降る。歩兵第七聯隊第一大隊及、兵站部車兩等、續々通過す。十二時三十分發行香の通過終る。即ち廣島中隊は右岸より、我中隊は左岸より各橋門を開放せんとす。聲益々甚しく、四面暗黒、各人寂として聲なし。流水の舟に激して、碎くる音、炬火に映する滿天の飛雪、甚だ凄涼たり。此の中に於て、開放の準備は終り。一聲の合圖に因て、橋門は解放せられたり。時に午前一時三十分なりき。監守者を殘して、過員は宿營地に歸らしむ。天暗く積雪壓を没し、道辨すべからず、宿營地に到着せしは、午前三時なりき。四日午前八時、門橋を

大水塊の橋梁に迫るの破壊

再三の補修

閉づ、流水尙未だ減せず、作業大に苦しむ。午前九時通過を開始せり。全員を橋梁に分布し、流水を碎かしむ。午前十一時、流水稍減す、即ち鉋數を増加し、又各舟の軸部に大杭を打入して、堅留を固うせんとす。水深く(五米突)底固き爲め、(砂礫)大杭打入の目的を達する能はず、午後十二時再び橋門を開放す。

五日午前八時、流水を冒して橋門を閉づ、韓人夫の混雜、例に依て甚し。午前十時、突然大水塊(氷片にあらず)河を登うて來る。蓋し昨日來天候稍々暖かなりし爲め、上流に凍結せる氷塊、其河岸に接する部分融解し、全形を存して、流れ來るなり。即ち全力を擧げて、排除に勉めたりと雖も、前日來の氷に比すれば其質は堅く、厚きは増し、鉋も築頭も、又十字鉋も、之を破る能はず、即ち鉋、軍刀の類を以て、網具を切断し、門橋を開放す。今將に通過中なる負荷せる韓人三十餘名及、作業に従事する兵員役夫四十餘名を搭載したる儘、門橋は放開せられたり。此に於て橋梁を支へられたる大水塊は、恐るべき勢を爲し、此間隔より流去せんとす能はず、爲めに兩側の橋梁を排して、兩崖に壓迫せり。茲に悲むべき天災は、再び橋梁の全部を破壊せしめたり。唯一の喜ぶべきは各人の奮勵により、門橋及び各船の河岸に堅留することを得たる是なり。然れども、數回の破壊により、船の全形を存するもの皆無に歸し、鉋及び鉋網の遺失するもの少からず、即ち船を修理し、細網(徵發せる麻を以て、役夫に作らせしもの)を鉤合して、鉋網を作り、又鉋は其形状と、河底の性質とにより、大壓力に對して、到底舟橋を維持するの見込なきを以て、破船に礫石を搭載して之を沈没し、以て鉋の代用を爲さしむることに決せり。午後二時兩岸より架設に着手し、大なる奮發の後、午後八時半架橋を終り。

六日、専ら補修作業に従事す。即ち左の如し。
一、石船を増加し、鉋網に鐵線を施す。
二、數回の破壊により、釘鉋の類全く空乏したるを以て、安東縣より鐵材を徵發し、中隊の鍛工を撰出し、急造器具を以て、之を製作に着手せしむ。

三、杭橋も漸く危険に迫れるを以て、(流水の衝突により、橋脚は殆んど磨り切れんとす)修理用として、山林より樹木を伐採し、井に運搬を爲すこと。

四、橋床用厚板の徵發に従事すること。

十二月七日、流水甚しきを以て、全員を橋上に分布し、之を排除に従事す。廣島中隊の人員百五十餘名、我中隊の兵員人夫二百

五十餘名協同し、各排氷器を携へ、舟橋に杭橋に、各其擔當の方面を防護す。其狀甚だ壯觀なりし。午後二時、流水即ち昨日の作業を續行す。

杭橋堅
氷に破ら
る

十二月八日、流水昨日の如し。幸に錨足(沈没石船)の確實なるを、錨網の堅牢なるを、各人の奮勵により、漸く舟橋を維持するを得たり。斯の如く、主力を舟橋に用ふる時に當り、俄然杭橋の二橋節は、堅氷の衝突に因て、破壊せられたり。偶々山縣大將閣下通過せらるゝ報に接し、急速修繕に着手せり。然れ共、河底は固き急流船なるを以て、數日來の烈しき使用の爲め破壊して、既に用ふべからず、爲めに兵卒を水中に入れて、作業せしむるの止を得ざるに會ふ。結氷點を下れる極冷なる河水は、作業者の身體を冷却し、殆んど其知覺を麻痺せり。然れども各人皆其固有なる忍耐力と、義務心とを以て、此苦痛を冒して作業し、午後四時完成せり。此日流水終日止まず、爲めに中隊の半部を橋上に配布し、終夜流水の排除に勉めたり。其間單身大槌を携へて、氷上を下り、衝突する堅氷を碎き、或は奮て水中に入り、杭橋に副木を施し、以て橋梁の危険を救ひたるもの少なからず、功勞眞に嘉すべきものありし。

十二月九日、流水稍少し石船の効大なるを認めたるを以て、更に増加して、全數五艘に達せしめ、又橋床各部の補修工事をなし、午後六時作業を止む。

一卒作橋
によりて
水死す

十二月十一日、天候昨日に比して猶暖く、(攝氏十五度)流水を見ず、然れども此天氣たるや、本然の氣候にあらず、一時の變象のみ、一朝堅氷の襲來するあらば、如此處での考慮と、勢力さを用ひたる橋梁も、亦永遠に堪ふるを保する能はず、此時に當り、尤も完全なるの希望は、速に河川の全幅を結氷して、氷上を通過し得るにあり。偶々上流約三千米突の所に於て、全幅結氷するの報を得たり。即ち之を偵察せしに、結氷の薄弱にして、未だ通過に堪へざりし。此作業中、一卒水中に陥り、遂に死亡せり。

十二月十二日、天候く橋梁安全なり。過日來製造せし鐵釘を以て、各部の接合を鞏固にす。

十二月十三日、作業昨日の如し。日没の頃より、寒氣頗る加ふる。即ち橋梁監視の兵を増加し、以て不時に備ふ。

十二月十四日、午前三時流水甚しく、橋梁危険なるの報あり。即ち中隊は、直に集合進發す。豫め製作せる排水器(木材を以て、平扁形に作れるもの)を以て、橋梁の上流に、舟橋全幅の氷山を現出す。是に於て思へらく、該流水は到底排除すべからず、然れども幸ひに橋梁を維持し、以て舟と共に結氷せしむるを得ば、幸ひのより甚しきはなし。即ち排水作業を廢し、専ら錨

橋梁四度
破壊

氷上の架
橋

網架合網等の補修工事を爲し、以て萬一の僥倖を企つ。如何せん、此希望は頃刻にして水泡に屬し、最も力を用ひたる此軍橋も、四たび破壊の運命に遭遇せり。最も驚くべきは、三角箱を施したる錨網は、悉く銳利なる刃を用ひたる如く、尤も美しく切斷せられたることは是れなり。此時に當り、材料は既に空乏し、流水は益々甚しく、殆んど全幅結氷し、爲めに橋梁架設の望は、全く絶えたり。事既に甚に至る。又如何とすべからず。只氷上の通過し得るに至るを俟つあるのみ。即板桁の類を徵集し、氷上架橋の準備を爲し、以て結氷を俟つ。此日天甚だ寒く、攝氏十四度を示す、加ふるに風威峻烈、殆んど堪ふべからず、然れども此寒威は、結氷を速かならしむるの望みあるを以て、聊慰むる所ありき。

明治二十七年十二月

第一軍兵站監攝谷方國殿

第六師團後備工兵第一中隊長今澤義雄

國民軍條例 (明治二十八年一月三十一日) (勅令第十三號)

第一條 國民軍は陸軍に屬し、主として衛戍、若くは邊境の警備に充つ。

第二條 國民軍は、國民兵を以て之を編制す。

第三條 國民兵の召集及解散は、勅令に依り師團長之を行ふ。

戒嚴を宣告し得るの權ある司令官、時機切迫して通信斷絶し、命を請ふの途なきときは、直に召集を行ふことを得。

第四條 國民軍幹部は、必要に應じ、現役、豫備、後備の陸軍將校、同相當官、准士官、下士を以て充つるの外、左に掲ぐる者より選抜して、之に充つ。

一 退役の陸軍將校、同相當官、准士官にして、國民兵役に在る者、若くは國民編入志願の者。

- 二 元陸軍下士上等兵にして、國民兵役に在るもの、若くは國民軍編入志願の者。
- 三 國民兵中、材幹技能ある者。
- 第五條 陸軍後備兵にして、後備軍召集に加はらざる者は、殊に國民軍に編入することを得。
- 第六條 第四條、第二、第三に該する者の任官は、陸軍武官等表に依り、下士以上は、師團長の具狀に由り、陸軍大臣之を奏薦宣行し、其の他は、師團長の認可を得て、聯隊長同等以上の權ある長官之を行ふ。
- 第三條第二項に依り、召集を行ひたる司令官は、召集員に、士官以上の勤務を命ずることを得、其勤務を命ぜられたる者の身分取扱は、其官職を有する者に準ず。
- 前項の司令官、師團長にあらざるときは、准士官以下の任官に付、師團と同一の權を有す。
- 第七條 國民軍幹部の進級は、拔擢す。其任官は前條の例に依る。
- 第八條 國民軍編制の爲め、召集せられたる者及、志願に依り國民軍に編入せられたる者は、其の間現役に準ず。
- 第九條 第四條、第二、第三に該り、任役したる者解散のときは、准士官以上は、之を退役とし、下士は其の官を免す。

國民兵召集規則

國民軍條例制定に付、陸軍大臣は、更に國民兵召集規則を定めたり。同規則によれば、國民兵召集を別て、左の四種とし、其召集は、各種同時若くは、各別に之を行ひ、又は一部の地方に限り、之を行ふことを得るものなり。又年齢若き者より之を召集するを以て例となせども、十七歳以上二十歳迄の國民兵は、特別の命令あるに非ざれば、召集せざる規則なり。

- 第一種 陸軍に於て軍事教育を受けたる者。
- 第二種 滿二十二歳以上、二十六歳未満にして、陸軍豫備隊員たりし者。
- 第三種 滿二十六歳以上、三十歳未満にして、陸軍豫備隊員たりし者。
- 第四種 前三種に屬せざる者。

防務條例

(明治廿八年一月十日勅令第八號)

要領

- 第一條 本條例は、陸海軍協同作戰の指揮及、其任務を規定す。
- 第二條 首府及、永久の目的を以て海岸に建設したる防禦地點の作戰は、陸海軍協同して之に任ず。雖も、陸海兩軍の性質に因り、各自專任すべきものあり。其區別概ね左の如し。
 - 甲 陸軍の擔任
 - 其一 陸地警戒勤務 其二 陸地防禦工事 其三 踏砲臺の勤務 其四 堡壘通信勤務
 - 乙 海軍の擔任
 - 其一 海上警戒勤務 其二 海中障礙物 水雷の布設及之に關する諸勤務 其三 艦船若くは水雷艇を以てする諸勤務 其四 海上通信勤務
- 第三條 首府及、永久の目的を以て建設したる海岸防禦地點の防禦を四種に分つ。
 - 其一 東京防禦
 - 東京防禦は、東京防禦總督をして、要塞司令官師團長(若くは、野戰隊指揮官)及、横須賀鎮守府司令長官を統へ、東京防禦に關する全般のことに計畫指揮せしむ。
 - 東京防禦總督部の編制及、平時の業務は別に定むる所に依る。總督府中には、海軍參謀を兼務せしめ、諸計畫指揮に遠算ならしむべし。
 - 横須賀鎮守府司令長官は、軍港の直接防禦に關し、横須賀堡壘團守備諸兵及、海軍各部を統へ、軍港防禦に關する全般のことに計畫指揮す。
 - 鎮守府司令長官及、要塞司令官の下には、平時より互に參謀一名を交換兼務せしめ、計畫に遠算ならしむべし。
 - 其二 吳 佐世保防禦
 - 吳佐世保の防禦は、鎮守府司令長官をして、要塞司令官及、海軍各部を統へ、軍港防禦に關する全般のことに計畫指揮せしむ。

鎮守府司令長官の下には、陸軍參謀一名を兼務せしめ、計畫に違算ならしむべし。

其三 紀淡、鳴門、藝予、下ノ關海峡の防禦

紀淡鳴門藝予下ノ關の各海峡防禦は、要塞司令官をして、海上防禦司令官及、守備諸兵を統へしめ、海峡防禦に關する全般の事を計畫指揮せしむ。

要塞司令官の兼任に、海軍參謀を兼務せしめ、計畫に違算ならしむべし。

其四 對馬防禦

對馬防禦は、警備隊司令官及、要港司令官中高級古參の者をして對馬防禦司令官を兼任せしめ、其所屬部隊及、他の司令官を統へ、防禦に關する全般の事を計畫指揮せしむ。

第四條 以上諸防禦に任する各府各司令部及、各隊各艦は、作戦上に就ては、東京防禦總督鎮守府司令長官、要塞司令官若しくは、對馬防禦司令官等に屬す。雖も、人事經理衛生及、兵器彈藥、其他物品の補給に關しては、陸海軍各其關係官衙の區處を受くるものとす。

附則

第五條 本條例實施の期限は、陸海軍大臣告示を以て之を定む。

東京防禦總督部條例

第一條 東京防禦總督部は、之を東京に置く。

第二條 東京防禦總督は、陸軍大(中)將を以て之に補し、天皇陛下に直隸し、東京防禦に任す。

第三條 東京防禦總督は、東京の衛戍勤務を統轄し、師團長に命じて之を實行せしむ。

第四條 東京防禦總督は、軍政及人事に係る事に就ては、陸軍大臣防禦計畫に係る事に就ては、參謀總長の區處を受く。

第五條 參謀長は、部務を整理し、參謀及副官は、參謀長の監視を受け、各自擔任の事務に服し、其責に任す。

附則

第六條 本條例實施の期限は、陸軍大臣告示を以て之を定む。

又右に隨ひて、陸軍定員令中に、東京防禦總督部編制表を追加せらる。其要項左の如し。(勅令第十號)

東京防禦總督

大將又は中將

參謀部

參謀長(少將又は大佐)

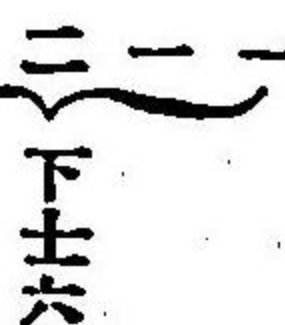
參謀(少佐又は大尉)

副官部

副官(少佐)

副官(大尉又は中尉)

(備考)參謀部の參謀二の内、一名は海軍參謀中本職あるものを以て、兼務せしむ。



凱旋紀念帖 地之卷 尾

地卷 頭言 說明

眞蹟

- 第一は、陸軍大將大山侯爵閣下の眞蹟にて、皇威與旭日輝の六大字なり。
- 第二は、大木伯爵閣下の眞蹟にて、爛我武の三大字なり。
- 第三は、海軍中將赤松男爵閣下の眞蹟にて、春回旭日鮮の五大字なり。
- 第四は、樞密顧問官赤十字社長佐野子爵閣下の序文なり。

圖解

第一は、此回事件に於ける樞要衝に立ちたる貴紳の肖像にて、最上位にあるは内閣總理大臣伊藤侯爵閣下なり。其左右にあるは、初第一軍を督して滿州の野を蹂躪したる陸軍大將山縣侯爵閣下と内に至高の諮詢府となりて、海陸樞機其宜きを成したる海軍大將西郷侯爵閣下となり。中央に位するは、第二軍を統して渤海の兩鎖鑰を踏破したる陸軍大將大山侯爵閣下なり。其左右は初め師團を率ゐて韓地の敵を退け、後山縣將軍に代りて第一軍を統し、遂に遼州半島を横貫したる陸軍大將野津伯爵閣下と、黄海の役一運送船上に立ちて優勢なる敵艦隊を叱斥し

たる海軍大將樺山伯爵閣下となり。又中央にあるは、大本營の帷幕に幹し、陛下諮詢の機に與りて遠く征軍の戰策を操縦し兼ねて兵站を管せる陸軍中將川上子爵閣下なりとす。

第二は、各師團長の肖像にて、金州の主要を踏踏したる山地將軍あり。今尙遼東半島を督して滿州の野を瞰下しつゝ、ある佐久間將軍あり。韓地より進み滿州を飛越したる桂將軍あり。又九州男兒を提げて敵の肝膽を寒からしめたる黒木將軍あり。抑開戦の初めより雄闘したる奥將軍あり。又奥羽男兒を率して敵を戰栗せしめたる乃木將軍あり。内を守りて謀を帷幄の中にめぐらしたる。山澤將軍あり。尙本紀と照し見ん時は實功の顯著なるを知べきなり。

第三は、這般の事件に偉大なる勳功ありたる海軍樞要官及び艦隊の各艦長にて、故坂本赤城艦長を除く外多くは、本年二月現在と知るべし。然れども戰爭當時は多少異動ありて、日高橋立艦長は、嚴島艦長の職にあり。又當時の有馬金剛艦長は、今嚴島艦長たる等なり。尙海軍の今回の戰爭に於ける功績の顯著なるは、戦記を讀みて自ら知らるゝ所なれば、此に詳記するを要せず、斯く功績の大なるは、此に掲ぐる樞要官閣下等の特功多きに居ること亦喋々を待たずして判明すべし。

第四 (上) 威海衛港劉公島に於ける信號臺及電燈臺。

劉公島は、東西に長く殆んど楕圓を爲し、其中央に約三十米突を有する二個の隆臺を見る。臺と臺とは小溪を隔て、其間一大堡壁を設け、互に相往來するに便す。圖の右方に於いて旗竿を設けしものは、信號臺にして、左方を電燈臺となす。其頂上に二個の並點せる黒斑は、則ち電燈にして、自在に南北の兩面に回轉し、以て探海の要に備ふ。

(下) 威海衛港劉公島市街及諸船艦集合の圖。

本圖は、他に數葉の連續圖を有するものにして、此は其一あり。下部は則ち劉公島にして、其稍中央に二個の白部を爲せる圓形は、彼の有名なる隱顯砲架の表面にして、直徑殆んど約七米突に達すべし。大砲砲架及、一般の附屬器械は、地下に隱秘せるが故に、少しも見るべからず。公島と一葦水を隔てる嶋は、黃島にして、圖は其後正面を寫せるが故に砲臺は見るべからず。其左端は人爲の土工に依りて、公島に連續し、恰も小半島を爲せり。黃島の上方正中に當れる遠山の沿岸は、威海衛に當り、圖の上部、沿岸に突出せる岬角は、祭祀臺砲臺を示し、其左方の沿岸を馬頭街と爲す。

第五 (上) 威海衛の東岸趙北嘴砲臺。

右方なる二門の備砲は、廿八珊加農三十五口徑にして、他は廿四珊クルップ三十五口徑

砲に係り、其間大約二十米突程を隔つ。砲臺築造物の狼藉散亂せるは、敵軍潰敗の際、空しく彼等の破壊する所となりしなり。

(下)威海衛港西岸北山嘴砲臺後側面の圖。

此砲臺の備砲は、盡く克式二十四珊三十五口徑のものにして、海を隔て、前山の模糊、右に横はれるは劉公島なり。

地の巻
説明
明尾

明治二十八年十月十四日印刷
明治二十八年十月十七日發行



編輯者兼
發行者

陸海軍士官素養會

右代表者

會幹 莊 資 親

印刷者

野村宗十郎

印刷所

株式會社 東京築地活版製造所
東京京橋區築地二丁目十七番地

發行所

陸海軍士官素養會事務所

東京神田區裏神保町六番地

